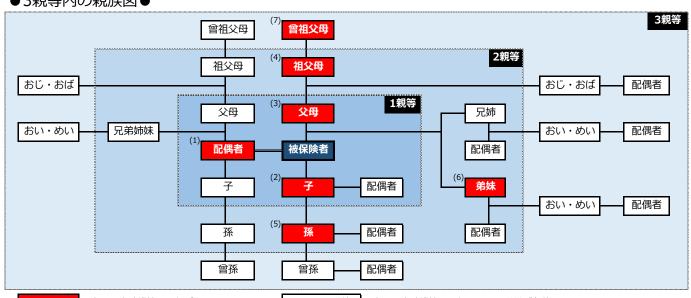
## ●添付書類一覧表●

続 柄	同居別居	* 該当する項目が複数ある場合は、 添 付 書 類 全て添付してください。		
		_ ① 収入が「ある」方		
(1) 配偶者	同居	勤労収入	ア. 直近3カ月分の給与明細のコピー イ. 直近年度の課税証明書のコピー ウ. 直近年度の源泉徴収票のコピー(ただし、交通費が支給 されている場合は「年間の交通費の金額」、支給がない場合 は「交通費なし」と余白に記入してください。) ※ア〜ウのうち、いずれかを添付してください。	
(2) 子(18 歳以上)		年金収入	エ. 直近の年金(改定・支払・振込)通知書のコピー	
(3) 父母		給付金 受給	雇用保険、労災保険、社会保険等の各種給付金の、 オ.支払決定通知書のコピー (失業給付、傷病手当金等)	
(4) 祖父母(5) 孫		その他 収入	事業収入や、不動産・配当等の財産収入の額が確認できる、 カ. 直近年度の確定申告書のコピー キ. 直近年度の青色決算申告書のコピー ク. 直近年度の所得証明書のコピー ※カ〜クのうち、いずれかを添付してください。	
(6) 弟妹		② 収入が「ない」方 ケ. 直近年度の所得証明書または非課税証明書のコピー (学生の場合は、学生証のコピーでも可能)		
		③ 収入が「ある」または「ない」方		
(7) 曾祖父母	別 居	<ul><li>コ. 上記①②の収入に関する該当書類</li><li>サ. 直近3カ月以上の「仕送り明細」「銀行振り込みの控え」等の継続した 送金事実がわかる書類のコピー</li><li>※「別居」の場合は、必ず サの仕送りに関する書類が必要です。</li></ul>		
続柄が上記の (1)〜(7)以外の方 ※3親等内の 親族図参照	同居	シ. 上記①②の収入に関する該当書類 ス. 世帯全員が記載された住民票(続柄が記載されたもの)のコピー		

## 【 注意事項 】

- ・調書及び添付書類の内容を確認したうえで、疑義が生じた場合は、後日、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。
- ・事業主が税法上の扶養親族であると確認し証明する場合は、収入に関する書類(上記のア〜コ及びシ)を省略することができます。ただし、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、傷病手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合や、別居の際の仕送りに関する書類の省略はできません。

## ●3親等内の親族図●



(1)~(7) の方は、生計維持の関係が必要です。

(1)~(7)以外 の方は、生計維持の関係と、同一世帯が条件です。